番　号

年　月　日

医療的ケア内定通知書

　保護者　様

益城町長

　年月日付けで実施申込みがありましたこのことについて、下記のとおり医療的ケアを内定しましたので、お知らせします。

記

受入れ施設：

受入れ開始年月日：

　なお、内定にあたっては、裏面記載の【保護者の協力と理解】が条件となります。内容を必ず確認してください。

【保護者の協力と理解】

① 保育施設において、やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤

務できない場合で、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアができない旨

を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあること。

② 保育中の医療的ケア実施の体制がとれない場合は、保育の利用ができない

ことがあること。

③ 児童の安全を最優先とした上で、主治医の指示内容や留意事項、普段の子

どもの様子等を踏まえ、保育計画や支援計画等について、共に考えていく

こと。

④ 保育施設が主治医(必要に応じて訪問看護師も含む)と速やかな連絡や継

続的な相談等、協力体制を構築することができるよう、必要な調整をする

こと。

⑤ 健康状態など状況の変化があった場合については、速やかに保育施設へ連

絡すること。

⑥ 発熱症状等がない場合でも、保護者からの報告や子どもの状態等を踏まえ、

安全な保育が困難であると判断した場合は、利用できない場合があること。

⑦ 体調が急変した場合は、保護者の了解を得ずに、緊急時の対応マニュアル

に沿った対応をする場合があること。

⑧ 受入施設が必要と認めるときには、主治医等を受診すること。なお、その

費用は保護者の負担となること。

⑨ 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるた

め、施設内で感染症が一定数以上発症した場合には、施設からの情報によ

り、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、受入施設の判断

で保育の利用を控えてもらう場合があること。

⑩ 緊急時の連絡手段の確保を行うこと。

⑪ 医療的ケアに必要な機材•器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足

のないように毎日持参し、持ち帰り、準備・点検・整備を行うこと。

⑫ 登園時、保護者と職員で持ち物(医療的ケアの物品・消耗品等)の確認をし、

不備のある場合には、保育を行うことができない場合があること。

⑬ 医療的ケアを行った際に出た廃棄物は、原則、保護者が全て毎日持ち帰る

こと。

⑭ 保護者は、上記の事項を理解し、「医療的ケア実施通知書（別記第７号様

式）」を受領した日を起算して１月以内に「医療的ケア実施承諾書（別記第

８号様式）」を町と受入施設に提出すること。